

米国意匠権がもたらす賠償と差止のインパクト

—Surron-Talaria事件が示すもの—



David J. McCrosky (デイビッド・J・マクロスキー)

United IP Counselors, LLC

米国特許弁護士

消費者市場では、製品の美的外観は消費者にとって非常に認識しやすいものです。また、独自性があり認識しやすい外観は、企業が強く依拠するブランド・アイデンティティを確立し得ます。そして、顧客が製品の外観を通じてブランドに親しみを持つようになると、模倣品はオリジナル品が生み出した吸引力の恩恵を受け得ます。とりわけオンラインによる消費者直販ではこの特徴が顕著です。外観が特徴的な製品は、オンラインで非常に短期間のうちに人気を得ることがありますが、酷似した模倣品もまた非常に短期間のうちに出現し得るのです。

製品の外観がブランドの中心にある場合、意匠権はブランド保護のための実用的な手段となり得ます。本稿では、この意匠権の特徴が如実に表れた判決として、2026年5月18日になされた米国テキサス西部地区連邦地裁の判決（Surron-Talaria事件）を中心に上げ、意匠権が持つ大きなポテンシャルについての解説を試みます。

1. Surron-Talaria事件の概要

Surron-Talaria事件は、中国発の電動オフロードバイクメーカー Surronが、自社の代表製品「Light Bee」の意匠権D854,456をTalariaが故意に侵害したとして米国テキサス西部地区連邦地裁に提訴し、全面勝訴した事件です（Docket No. 1:23-cv-00442-RP）。

この判決では、TalariaがSurronの意匠権を故意に侵害したと認定し、Talariaに1,297万ドル（約19億円）の損害賠償の支払いを命じました。また、恒久的差止命令を発するとともに、故意侵害を理由にTalariaにSurron側の弁護士費用の支払いも命じました。この事例は、意匠権が多額の賠償につながるだけでなく、競業者による競合製品の販売を止め得ることをも示しています。ちなみにこの事件は、中国企業が別の中国企業に対して米国の裁判所で米国意匠権を有効に執行した点でも注目すべき事件です。

長年にわたり、意匠権は特許権よりも重要性が低いものとみなされてきました。しかし、米国の最近の事例は、状況が変わりつつあることを示しています。意匠権が製品の競争力を高め、侵害に対する強力な法的救済をもたらし得る状況が生まれてきています。